

埼玉の夜明け

巻号 49
第2号
通算152号

団地会
区員
教員
スト
リキ
区教
委社
本東
関社

『自民党改憲案の本質を問う』

石川裕一郎氏（聖学院大学教授）



八・一五集会での、石川裕一郎氏（聖学院大学教授）の講演「自民党改憲案の本質を問う」の内容を紹介します。

「はじめに―そもそも『憲法』とは」では、次の点が指摘された。芦部信喜や浦部法穂といった憲法学者の説を引いて、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とするものが「立憲主義」である。一七八九年のフランス人権宣言の一六条の「権利の保障が確保されず権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない」が、その理を明

らかにしている。

立憲主義の観点から、押さえるべき日本国憲法の条文は二つある。一三条「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。九九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」である。一三条は日本国憲法の言いたいことをシンプルにまとめており、九九条は憲法によって縛られる者は権力者であることを明らかにしている。

国家権力が法律を国民に押し付けてくるときに、国民は憲法をもちだしてきて、法律はおかしい、法律の適用の仕方はおかしいと主張できる。通常の場合には憲法を持ち出す必要はない。憲法を意識しなければいけないのは、世の中

に問題があるときである。

関連して、「公共の福祉」とは何だろうか。一つは、人権と人権が衝突する場合に人権は一定の制約を受ける。そのときに線を引く原理が、人権と人権の衝突を調整する公共の福祉である。それは決して、個人と無関係な社会公共の利益でも、多数のために個人が犠牲になることでもない。

もう一つは経済的自由に関して。経済活動の自由はともすると経済的強者の自由になりがち、弱者の権利が侵害されがちとなる。しかし、日本国憲法は福祉国家・社会国家の論理をとっている。経済的強者の自由を制限して弱者を守る。経済的な強者・大企業の自由がある程度制限することを予定しており、経済的強者を抑える論理として公共の福祉という言葉を使うことがある。

いずれにせよ、公共の福祉とは全体の利益のために個人ががまんしろということではなく、世の中の一般的常識を優先して、個人の精神的自由、良心・信教の自由を押しさえつけないものでは決していない。

次に、「1 自民党改憲案の本質―前文の比較を通して」。一九五五年の結党以来、自民党は憲法改正を党是としてきた。しかし改憲案を条文の形で示したのは二〇〇五年であり、野党時代の二〇一二年に「日本国憲法改正草案」を

発表した。二〇一八年三月には「安倍改憲四項目」を発表したが、今回は二〇二二年の改憲草案をメインに検討する。

自民党が憲法をどう考えているのかを理解するには、日本国憲法と自民党改憲草案のそれぞれの「前文」を比較すれば十分である。現行の日本国憲法の前文の第一段落は以下の通り。主語が「日本国民は」で始まっていて、「この憲法を確定する」。国民がこの憲法を作ると書いてある。また、「主権が国民に存する」「これは人類普遍の原理である」と書いてある。普遍という言葉が日本国憲法には何箇所か出てくる。これが日本国憲法の特徴である。

第二段落。これも「日本国民は」ではじまる。後半に「われらは、全世界の国民が、ひとしく、恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とある。これは平和的生存権と言われている。平和的生存権は日本国憲法の平和主義を語る上では外せないものである。全世界の国民が有すると言っている。日本国憲法の一つの特徴である。日本国を超えた世界共通の普遍的な原則を謳っている。

第三段落も、日本国憲法が基調とする「政治道徳の法則は、普遍的なもの」となっている。最後第四段落。「日本国民は、国

家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」とある。「普遍」とか「崇高な理想」とか、ほかでは「人類」という言葉も使っている。国際主義、国際志向、世界志向なところが日本国憲法の特徴である。

以上をふまえて、自民党の改憲草案の前文を見よう。ここでは元の前文は原形をとどめていない。全部で五段落ある。

①いきなり最初から違う。「日本国は」で始まる。自民党改憲草案では初めに国ありきになっている。その後に、「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて」と天皇が出てくる。それから歴史と文化。現行憲法の前文には、もちろん天皇という言葉は出てこない。自民党の復古主義的な考え方が表れている。

②これも「我が国は」となっていて、そのあと「先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し」となっている。自然災害はいまの人間の科学では防ぐことはできない。戦争はそうでない。戦争は人間が起こすもの。日本国憲法の前文では、戦争は政府が起こすとはっきり書いてある。ここでは書いてない。なんとなく戦争も地震とか台風と同じように起きたらね。起きちゃったけどそれを乗り越えて、日本は発展し

たという、何かよくわからない物語に回収されている。

③第三段落で初めて「日本国民は」が主語となるが、「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」とある。改憲草案は九条で「国防軍」を作り、国民に協力を仰ぐと

いう形になっている。その後、「家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する」とある。これだけみると悪いものでない。問題なのは、これが憲法に書いてあることがどういう意味をもつか。これは道徳心ではなく、社会保障の

ことを言っている。これからは自力でなんとかしてください。家族で助け合ってください。地域社会で助け合ってください。国はできないのでみなさん頑張ってくださいと言っている。社会保障改革の法律では、これからの社会保障は

主張

「人々を恐れてはならない。覆われていくもので現されないものではなく、隠されているもので知られずに済むものはないからである。」

緊急報告！ アベノミクスとは何か。――安倍内閣は、不条理な閣議決定（二〇一四年

「集団的自衛権」の行使容認決定）、改憲による国軍化推進・緊急事態条項の新設、日銀の「内閣の金庫番」化、内閣人事局設置（二〇一四年）等、「二強化」の様相を呈している。今や、国民主権、基本的人権の享有、個人の尊重が脅かされているのである。憲法とは、立憲主義に基づき「国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とする。」ことを忘れてはならない。

そこで日本経済を振り返ってみる。アベノミクスが正式にスタートしたのは、第二次安倍内閣が発足した二〇一二年一月二十六日からで、金融資本市場では、それを先取りする形で同年一〇月頃から「円安」「株高」が進展した。当時、アベノミクスが掲げた三本の矢は、第一の矢「大胆な金融緩和」、第二の矢「機動的な財政出動」、第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」であった。

二〇一三年一月二二日、政府と日銀は、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現」に向け、インフレ目標を一年から二年に上げると決定、また、実質的なゼロ金利政策と金融資産買入に実施期限

を設けない「無期限緩和」方式を採用して、金融緩和継続を図るとし、持続的な財政構造を確立する取組を着実に推進すると発表した。この大胆な金融緩和策は短期的には成功し、世界経済の好調にも支えられ、「いざなぎ景気」を超え、円安、株高、労働人口の確保、有効求人倍率・完全失業率の改善がなされた。

しかし、日銀が「通貨の番人」から「内閣の金庫番」へ変貌し、総裁が懸命に続ける異次元の金融緩和は、安倍政権が短期の成果を重視し、痛みを避けながら展開してきたアベノミクスの重要方針となっている。日本は五年にわたる長期戦の拡張型政策を続けた結果、痛みを抑える効果が大きいものの、麻薬である「モルヒネ経済」呪縛にはまった。二〇一八年三月末時点での日銀の資産と負債は、資産五二兆八兆円のうち、四四兆八兆円の大半が国債であり、負債の過半数は金融機関が預けた当座預金である。日銀が国債を購入し、市中に供給されたお金は日銀当座預金に戻ってくる仕組みである。また、日銀の上場投資信託（GPIF）を通じた保有残高は時価二五兆円に達し、上場企業の約四割で上位一〇位以内の「大株主」になった。これらすべての施策の出口が見えない。まさに目先の好調を誇示するだけの「アホノミクス」であり、大きな不安を国民は抱えなければならぬ。次の五年の間には景気後退が訪れる公算が大きい、危険な国情であるといえる。

自助・共助・公助の三つをバランスよく組み合わせる。まず自分ごととする。次に家族、最後に国家が出てくる。それを後追いする形でここに規定している。美しい言葉に垢されてはいけない。

④それと呼応しているのが第四段落。我々は、「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」。これは新自由主義路線である。企業の経済活動の発展と社会保障から国が引いていくことがリンクしている。

⑤第五段落では、憲法の目的が変質している。「良き伝統と我々の国家を末長く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」としているのは、憲法とはそもそも何なのかということが見失われている。

「2 自民党改憲案の問題点――九条、緊急事態条項、二四条」では、次の点が指摘された。

九条二項の戦力の不保持と交戦権の否認がなくなっている。自衛権の発動、国防軍の保持、資源の確保をその代わりに規定している。九条そのものがはっきりと変質させられている。

緊急事態条項では、大規模自然災害とか外国軍が攻めてきたとき、内閣総理大臣が緊急事態を宣言することができる。緊急事態宣言が出されると法律と同じ政令を政府が作ることができる。緊急事

態宣言が発せられたときは、国民は政府の指示に従わなければならない。憲法が保障している基本的人権も制限されると規定している。国会の承認も事後になっている。これだけでも相当怖い。

両性の本質的平等。男女平等の規定の二四条に、新たに家族条項の条文が入っている。初めに家族ありき。家族は助け合わなければならないとなつて、二人の意思の一致が後回しにされている。

「3 安倍改憲四項目」では、二〇一二年の改憲草案を棚上げして、四項目（自衛隊明記、教育の充実、緊急事態条項、参議院「合区」解消）にした。これがいまの安倍政権の考えていることである。「おわりに」では、以下の点が述べられた。自民党改憲草案では根本的な憲法の思想に手をつけている。根本的に憲法を理解していない改憲草案である。近代日本一五〇年のあゆみをどう評価するかという大きな問題とも関連している。改憲草案のQ&Aでは、近代市民革命で勝ち取り日本国憲法に流れ込んでいる権利・自由を改めると言っている。現行憲法九七条の規定「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて侵すことのできない永久の権利を九ごと削除している。

まとめとして、三点が指摘された。①憲法には、国家の政策目標

でも国民の道徳規範でもない、憲法固有の役割がある。それ以外の様々な「思い」を詰め込むことは慎むべき。②近代立憲主義と天赋人權（自然権）説を否定する自民党改憲草案の恐ろしさを認識すべき。③自民党改憲草案は、改憲の是非以前のレベルのものであるが、軽んじると痛い目に連うおそれあり。

自民党改憲草案の本質を解明した、良く準備された素晴らしい講演であった。講演後の質疑では、若い世代に伝える努力が必要であり、日常の平和な暮らし、慎ましくても夢のある生活を可能にするものが憲法だということを実感してもらおうことの大切さが、指摘された。

社会活動委員会報告

現在の改憲問題

和戸教会 浅子和夫

六月一七日(日)に和戸教会で活動委員会の学習会(発題者は社会委員の稲正樹氏)が行われました。憲法九条の文言は次のようになっていいます。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争

と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これ迄、自民党改憲派の九条改憲案の常識は「九条二項を削除して自衛のための軍隊を持つ。」ということが基本だった。

しかし安倍首相は昨年五月三日に改憲提言を行った。それは「九条の一項二項を存続した上で、自衛隊明記を追加する。」というものだ。これは今年三月二十五日の自民党大会でも容認された。

勿論これは、後退した表現だが何故このようにしたのか。

憲法の改正は国会総議員の三分の二以上の賛成がなければならぬという規定がある。そこで安倍首相は、是が非でも公明党(創価学会婦人部は九条改憲に反対)を引き込み、更に野党からの同調を得ることが不可欠と考えているようだ。つまりハードルを下げて、公明党や一部野党からの同調者を得るための方策だ。

九条二項の後に、自衛隊が明記されるとどうなるのか。

安倍首相は「自衛隊が明記されても何も変わることはないと言っ

ている。」が、これは真赤な嘘で、自衛隊の文言が新たに明記されると、その文言が優先される(後法は前法に優先する)。すると当然、先に閣議決定された自衛隊による集団的自衛権は合法化されてくる。現憲法九条は「武力を持たないで平和な国」を目指しているが、自衛隊が明記されると「武力によって平和な国に」となってくる恐れがでてくる。

「自衛隊の明記」は第一段階で、いずれ九条二項を削除してしまおうと考えているのだろう。

改憲をストッパーさせるためには、何らかの方法で安倍政権を倒さなければならぬ。

憲法の文言を決めていくのは国会議員。差し当たっての大切な選挙は来年予定されている参議院選挙になる。そして又、何時衆議院解散総選挙になるかわからない。

現在このような状況下にある。安倍首相は現憲法を何が何でも無力化しようと躍起になって、機会を伺っているようだ。

環境問題講演会に参加して

上尾合同教会 阿部 孝司

今回の講演会は七月一五日(日)に岩槻教会にて行われ「福島原発事故はどうであったか、

どうなったか、どうなるのか」という興味深いテーマでした。語られた講師は田中健一氏(一般財団法人エネルギー総合工学研究所原子力工学センター研究参事)で、キリスト者です。講演の概要は次の通りです。

どうであったか・原子力発電所の工学的安全施設と三・一事故、全交流電源喪失はどうして起こって、どうして炉心溶融を起こしてしまったか。

放射性物質は、どのようなものが、どれだけ、どこに放出されたか・INSCAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)の報告は、福島第一原子力発電所の事故をどのように報告しているか。

放射線の人への影響・ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告は、疫学的な調査の結果として、人に対する放射線の影響を明確に示している。ICRPの報告からみて、福島の事故はどうであったか。↓放射線被ばくをむやみに怖がるのでなく正しく怖がるのが大事。

どうなっているか・福島の状況は、東京電力、RED(国際廃炉研究開発機構)、NDF(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)JAERA/CLADS(廃炉国際的共同研究センター)などのホームページから知ることができる。廃炉の取り組み

みは、公開の原則に従い進められている。

いろいろな理由で、ふるさとに帰りたくても帰れない人が多くいることを忘れてはいけない。科学的、工学的な課題解決だけでは、事態は収束しないし、収束すると考えてはいけない。

どうなっていくのか・三・一以前と以後で何が変わったのか。日本のエネルギー問題についてどのように向き合うようになったのか。

原子力発電は、本当にいらぬのか、それともいるのか。…何に基づいてそのことを考えたらいいのだろうか。原子力は、資源の乏しい日本に何をもたらしてきたのか。

福島の問題は、エネルギーの問題として一人一人が向き合っている問題ではないだろうか。福島の問題は、現在だけでなく、未来に向けて考え続けていく問題。以上が講演の概要です。

私(阿部)としては、いずれ原発は廃止して自然エネルギーに転換した方が良いのではないかと思っています。その理由は、日本は地震大国であり、核のごみの処理を最終的にどうするのか、そして今後、福島のような事故を決して起こしてはいけないと思うからです。最後に、講演された田中氏に感謝します。

関東教区社会活動協議会 参加報告

和戸教会 後藤龍男

今年第四八回目となる社会活動協議会が次の通り開催されました。

日時：二〇一八年九月一六・一七日
会場：足利教会、足尾銅山現地研修
テーマ：「渡良瀬川の慈しみ……」

パート2

足尾銅山鉍毒事件、田中正造の
取組みそして、これから
講師：坂原達男さん

(田中正造大学事務局長)
安田耕一さん

(太田八幡教会信徒)
佐野明子さん

(塩谷一粒教会牧師)
阿久津正幸さん

(NPO法人 足尾に縁を
育てる会事務局)

一日(一六日)目は足利教会で
開会礼拝のあと講師の坂原さん、
安田さん、佐野さんからの講演を
聞き、質疑応答と交流の時を持ち
ました。

二日(一七日)は足尾銅山現地
研修を行いました。(チャーター
バスによる移動)今回の協議会は
二〇一三年と同じテーマによる第
二回目の協議会となりますが、
(前回は田中正造没後一〇〇年を
記念しての田中正造記念館、渡良

瀬遊水地等を見学)

今回は現地研修の場として鉍毒
事件の発祥地である足尾銅山近辺
に足を運びました。

足尾の山々は銅の精錬による重
硫酸ガスのため山林が枯れて禿山
になったことにより一〇〇年前か
ら縁を取り戻すための復旧事業が
続けられて来たとは云へ今でも赤
茶けた山肌が目に入ってきました。

足尾環境学習センター(日光市
足尾町銅親水公園内)では講師
の阿久津さんから足尾銅山の歴史
を聞くとともに「縁の大地をもと
めて 足尾の山に一〇〇万本の木
を植えよう」の運動についての説
明を聞きました。「源流がよくな
れば下流の環境も改善される」と

し、源流域の森林再生のために渡
良瀬川上流と下流の市民活動グ
ループが集まり、一九九六年五
月、足尾の山に縁を取り戻そう
と、「足尾に縁を育てる命」を結
成し、^{注*}松木地区で植樹活動を開
始したということ。これ以来

植樹の参加者(学校の児童生徒、
各種団体等)は年を追うごとに増
えているということです。私たち
グループ二〇数名は同センターか
ら近い体験植樹地向かい現地で
の植樹を体験させていただきました。

自然の回復には、じつに長い年
月を必要とし、そのためには、多

くの人たちによる地道な、そして
息の長い活動が必要です。この
後、廃村となった松木地区にも行
きました。

足尾と云うとすぐ鉍毒事件と田
中正造を思い浮かべますが、今回
は正造が身を削って取り組んだ鉍
毒事件の元凶である足尾銅山の近
辺の現地研修を通して鉍毒は今も
なおその影響が続いているのだと
いうことを改めて知る機会となり
ました。

^{注*}松木地区：松木村のことで一八七
七年(明治一〇)に古河市兵衛が足
尾銅山を経営することとなり精錬
所からの重硫酸ガスの煙害により
二四戸、一七四人が「煙害救助請願」
を出したのが最後で、田中正造の縁
者の斡旋で古河市兵衛から移転料
を受け取り一九〇二年(明治三五
年)一戸を残して村を後にしたため
廃村となった。

参加者は埼玉地区七名(全体で
講師を含め三〇名(名簿による))
でした。

第49回 信教の自由を求める
二・一一集会案内
日時：二月一日(月・休)
午前二〇時
会場：大宮教会
テーマ：「天皇制と
キリスト教会」
講師：柴田智悦氏
(横浜上野町教会牧師)

社会委員会報告

◎第一回社会活動委員会及び第二
回社会委員会(三時〜六時半)

六月一七日(日)和戸教会

◎活動委員会

●各教会から派遣された本年度の
社会活動委員の方々は次の通り
です。(敬称略)

相島邦之(大宮教会)

大下 仁(和戸教会)

岡野 亘(武蔵豊岡教会)

柿沼聖子(加須教会)

河村良也(桶川伝道所)

佐竹 子(草加教会)

●学習会

内容・学習会「現在の改憲の問
題」発題者(稲正樹氏)

出席者一三名

◎社会委員会

●環境問題学習会並びに八・一五
集会についての内容と仕事の分
担について協議。

●小委員会報告

◎環境問題学習会

七月一五日(日)岩槻教会
テーマ「福島原発問題」
講師 (田中健一氏)

参加者三三名

◎平和を求める八・一五集会

八月一五日(水)大宮教会
テーマ「自民党改憲案の本質を
問う」

講師・石川裕一郎氏(聖学院大)

学教授)

参加者八〇名

◎引き続き第三回社会委員会

●環境問題懇談会並びに八・一五
集会の反省

●これからの予定について

●「埼玉の夜明け」編集について
出席者一〇名

◎関東教区社会活動協議会

日時：九月一六・一七日

会場：足利教会、足尾銅山現地
研修

テーマ：「渡良瀬川の慈しみ……」

パート2

参加者三〇名(埼玉地区七名)

編集後記

安倍首相は何が何でも「憲法九
条」(平和憲法)に風穴を開けよ
うと必死だ。
そこで、今年の「平和を求める
八・一五集会」は憲法学者、石川
裕一郎氏(聖学院大教授)に講演
して頂いた。要旨は一・二面の通
りです。

尚、原稿は稲正樹兄(社会委
員)に起こして頂いた。
(浅子)